

令和 7 年 9 月 25 日

報道関係各位

田辺市総務課

課 長 狩 谷 賢 一

職員の懲戒処分について

7 日間にわたり無断で勤務を欠いた職員に対し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定により懲戒処分を行いましたので、田辺市職員の懲戒処分等に関する規程（平成28年田辺市規程第 6 号）第 8 条に基づき公表します。

記

1. 被処分者

(1) 所属

保健福祉部子育て推進課

(2) 年齢

26歳

(3) 処分内容

減給10分の1 1 月

(4) 根拠法令

地方公務員法第29条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号

2 処分対象事案の概要

被処分者は、令和 7 年 8 月 15 日から同月 25 日にかけて、業務に就くべき勤務日において、正当な理由なく、休暇の手続を取らずに計 7 日間無断で勤務を欠いた。

3 処分発令日

令和 7 年 9 月 21 日

保健福祉部子育て推進課

担当：吹揚、赤嶋

内線：3382

電話：0739-26-4904

田辺市職員の懲戒処分等に関する規程（抜粋）

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 懲戒処分 次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該区分に定めるところとする。

ア 免職 職員としての身分を失わせる処分

イ 停職 1日以上6月以下の期間に限り職務に従事させない処分

ウ 減給 1日以上6月以下の期間に限り給料の10分の1以下を減ずる処分

エ 戒告 非違行為に係る責任を確認させ、将来を戒める処分

(2) 懲戒処分に至らない指導上の措置 次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該区分に定めるところとする。

ア 訓告 任命権者名で文書により行う注意

イ 厳重注意 任命権者又は副市長が口頭により行う注意

ウ 口頭注意 所属部長等が口頭により行う注意

（懲戒処分等の基準等）

第3条 懲戒処分等を決定するときは、次に掲げる事項を総合的に考慮し、別表に規定する懲戒処分等の基準（以下「懲戒処分等の基準」という。）を参考として、適正に判断するものとする。この場合において、懲戒処分等の基準に掲げられていない非違行為については、懲戒処分等の基準に掲げる類似の取扱いを参考に、判断するものとする。

(1) 非違行為の動機、態様及び結果は、どのようなものであったか。

(2) 故意又は過失の度合いは、どの程度であったか。

(3) 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか。

(4) 他の職員及び社会に与える影響は、どのようなものであるか。

(5) 過去に非違行為を行っているか。

(6) 前各号に掲げるもののほか、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等は、どのようなものであったか。

<略>

（懲戒処分等を受けた職員の昇給等）

第7条 懲戒処分等を受けた職員の次の昇給は、その懲戒処分等の内容を考慮して、市長が別に定める。

2 勤勉手当の支給基準日以前6月以内の期間において懲戒処分等を受けた職員に対する勤勉手当の成績率の割合の基準は、その懲戒処分等の内容を考慮して、市長が別に定める。

（懲戒処分の公表）

第8条 懲戒処分を行った場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、その内容を公表する。

(1) 地方公務員法の規定に基づく懲戒処分（戒告を除く。以下この条において同じ。）を行った場合

(2) 前号の懲戒処分の管理監督責任に係る懲戒処分等を行った場合

2 公表する懲戒処分の内容は、次のとおりとする。

(1) 処分の対象となった事案の概要

(2) 被処分職員の所属部課名

(3) 被処分職員の職名

(4) 被処分職員の年齢

(5) 処分内容

(6) 処分年月日

3 起訴等により懲戒処分の処分対象職員の氏名が既に公表されているとき、又は収賄、横領、飲酒運転による交通事故等社会的影響が極めて大きい事案の場合は、前項各号に掲げる内容に併せて、氏名も公表するものとする。

4 被処分職員の上司等で、管理監督責任等により処分された職員があるときは、その職員の職名及び処分内容を併せて公表するものとする。

5 処分対象事案の関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合、警察から捜査上の依頼がある場合等、第1項から前項までの公表内容によることが適当でない場合には、公表内容の一部又は全部を公表しないことができるものとする。

6 公表の時期は、処分決定後のできるだけ早い時期とする。

7 公表の方法は、報道機関への資料提供により行うものとするが、必要に応じ、併せて記者会見を行う。

別表（第3条関係）

1 一般服務関係		
非違行為		懲戒処分等の種類
欠勤	(1) 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた場合	減給又は戒告
	(2) 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた場合	停職又は減給
	(3) 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた場合	免職又は停職